

使用料及び手数料条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十五条及び第二百二十七条の規定により、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 県が徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に関しては、別に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

（使用料等の徴収）

第二条 県が所有し、又は管理する行政財産及び公の施設（以下「財産等」という。）の使用並びに特定の個人のためにする事務（以下「事務」という。）に関し、法令及び他の条例に規定するもののほか、当該財産等を使用しようとする者から使用料を、当該事務を依頼しようとする者から手数料を徴収するものとする。

一部改正〔昭和三九年条例三三号〕

（種類及び額）

第三条 前条の規定により使用料等を徴収する財産等及び事務の種類並びにその使用料等の額は、別表第一に掲げるとおりとする。

- 2 法令及び他の条例に基づき、使用料等の額について条例で定めるべきものは、別表第二に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定により別表第一及び第二に規定する使用料等の額のうち、その額の範囲だけを規定するものについては、知事が当該使用料等の額を定める。

一部改正〔昭和三一年条例四〇号・四四年一五号〕

（納入の時期及び方法）

第四条 使用料等は、別表第三上欄に掲げるものについては同表下欄に掲げる期日に、その他のものについては当該財産等を使用し、又は当該事務の依頼をするための申請を行うときに納入しなければならない。ただし、知事が指定するものについては、この限りでない。

- 2 使用料等の収入について、知事が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十四条第三項ただし書の規定に該当すると認めるものについては、現金又は収入証紙により収入することができる。
- 3 第一項ただし書及び前項に規定する使用料等の納入時期及び納入方法等の特例に関しては、規則で定める。

一部改正〔昭和三九年条例三三号〕

（額の特例）

第五条 別表第四上欄に掲げる財産等の使用又は事務の依頼に関し同表中欄に掲げる事情又は理由があるときは、第三条の規定にかかわらず、使用料等の額は、同表下欄に掲げるところによるものとする。

- 2 知事は、財産等を使用させ、又は事務を処理したために要した経費が特別の事情により当該使用料等の額をこえたときは、当該使用料等の額をこえ当該経費の額に達するまでの額を、使用料等として追徴することができる。この場合における使用料等の納入時期及び納入方法については、知事が定める。
- 3 知事は、使用料等を納入すべき者（以下「納入者」という。）が次の各号の一に該当するときは、当該使用料等の額の全部又は一部を免除することができる。
 - 一 災害その他特別の理由があると認められるとき。
 - 二 納入者が国又は地方公共団体等であつて、当該財産等の使用又は事務の依頼が公益上特に必要があると認められるとき。
 - 三 前各号に定めるもののほか、公益上その他の理由により使用料等を全額徴収することが不適當であると認められるとき。

一部改正〔昭和三一年条例四〇号・四三年三五号〕

（徴収猶予等）

第六条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

一部改正〔昭和三一年条例四〇号〕

(延滞金)

第七条 納入者が当該使用料等を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔昭和三三年条例四号・三四年二六号・三八年三五号・平成一二年一五号〕

(使用料等の還付)

第八条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十六条の三に規定する場合
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合
- 2 前項第一号に掲げる場合においては、既納の手数料の額（建設業法施行令第二十六条の三第二号に掲げる申請にあつては、別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づくものの項の摘要の三の規定により納入したものとみなされた額を除く。）の二分の一に相当する額の金銭を還付するものとする。

一部改正〔昭和三一年条例四〇号・四三年三五号・平成一六年四八号〕

(徴収の特例)

第八条の二 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他規則で定める場合において、県の設置した公の施設で、規則で定めるものに係る使用料については、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

追加〔昭和五九年条例七号〕

第八条の三 別表第五の上欄に掲げる試験、研修、登録、交付又は講習（以下「試験等」という。）を受けようとする者は、知事（他の執行機関の権限に属する事務にあつては、当該執行機関）が試験等の実施に関する事務を当該中欄に掲げる者（以下「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合においては、試験等に係る別表第一に定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。この場合において、当該手数料は、第四条から第八条までの規定にかかわらず、別表第五の下欄に掲げるそれぞれの規定に定めるところにより納入するものとする。

- 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

追加〔平成一二年条例一五号〕、一部改正〔平成一六年条例一七号・一八年一一号・二一年一三号・七一号・二四年九号〕

(罰則)

第九条 詐偽その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成一一年条例四九号〕

(補則)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和三一年条例四〇号〕

附 則 略

別表第一～第五 略